



千建産連発第45号  
令和4年7月5日

各構成団体の長様

千葉県建設産業団体連合会  
会長 高橋 順一  
(公印省略)

建築士定期講習等における建築士法第10条の規定の取扱い及び  
受講の促進について

標記について (一社) 全国建設産業団体連合会を通じ、国土交通省住宅  
局建築指導課長より、別添のとおり通達が送付されました。

つきましては、ご多用の折恐縮ですが、貴団体会員への周知方、よろし  
くお願い申し上げます。

国住指第175号  
令和4年6月29日

各建築士関係団体等の長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長  
(公印省略)

### 建築士定期講習等における建築士法第10条の規定の取扱い及び受講の促進について

日頃より建築行政の推進にご協力いただきありがとうございます。

さて、令和4年1月から実施されていた「まん延防止等重点措置」は、同年3月21日に全ての都道府県で終了され3か月が経過したところですが、新型コロナウイルス感染症対策本部が定める「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和3年11月19日決定、令和4年5月23日変更。以下「基本的対処方針」という。)においては、緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の都道府県における取組として、イベント等の開催制限について、都道府県が地域の実情に応じて設定する規模要件等に沿った開催を行うこと等の方針が示されています。

基本的対処方針を踏まえ、建築士法(昭和25年法律第202号)第22条の2に規定する建築士定期講習に係る登録講習機関及び同法第24条第2項に規定する管理建築士講習に係る登録講習機関(以下「登録講習機関」という。)に対しましては、「建築士定期講習等の実施について(令和4年1月28日付国住指第1482号)」により、引き続き、定期講習受講者等への感染拡大防止に万全を期していただくとともに、感染拡大防止の観点から、講習のうち修了考査についても希望者に対応できるようオンライン化を推進していただくよう要請しています。

については、下記の点にご留意の上、定期講習の適切な受講促進を図っていただきますようお願いいたします。

#### 記

1. 「建築士定期講習等における新型コロナウイルス感染症への対応について(令和2年2月27日付国住指第3990号)」において、感染拡大防止に起因する理由により定期講習に係る責務を果たせなくなるケースについて、一級建築士及び構造設計一級建築士並びに設備設計一級建築士に係る建築士法第10条の規定の取扱いを柔軟に行うとしておりましたが、登録講習機関における感染拡大防止の取組状況等を勘案し、今後は、従前どおりの取扱いをしていきます。

また、別添のとおり二級・木造建築士についても同様の取扱いを都道府県に依頼しています。

2. 各建築士関係団体等におかれましては、建築士の資質の維持・向上を目的とする定期講習の重要性を改めてご認識いただき、建築士法上3年以内ごとに受講義務があること、また上記1に記載の建築士法上の取扱いを貴団体所属の事業者及び建築士に広く周知していただくとともに、受講対象者に対して、定期講習の受講を促していただくようお願いいたします。

以上

#### 【問合せ先】

国土交通省住宅局建築指導課 横田、糸山、松田、飯尾  
TEL: 03-5253-8513

別添

国住指第174号  
令和4年6月29日

各都道府県  
建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長  
(公印省略)

建築士定期講習等における建築士法第10条の規定の取扱い及び受講の促進について

日頃より建築行政の推進にご協力いただきありがとうございます。

令和4年1月から実施されていた「まん延防止等重点措置」は、同年3月21日に全ての都道府県で終了され3か月が経過したところですが、新型コロナウイルス感染症対策本部が定める「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和3年11月19日決定、令和4年5月23日変更。以下「基本的対処方針」という。)においては、緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の都道府県における取組として、イベント等の開催制限について、都道府県が地域の実情に応じて設定する規模要件等に沿った開催を行うこと等の方針が示されています。

基本的対処方針を踏まえ、建築士法(昭和25年法律第202号)第22条の2に規定する建築士定期講習に係る登録講習機関及び同法第24条第2項に規定する管理建築士講習に係る登録講習機関(以下「登録講習機関」という。)に対しましては、引き続き、「建築士定期講習等の実施について(令和4年1月28日付国住指第1482号)」によりご依頼しましたとおり、定期講習受講者等への感染拡大防止に万全を期していくとともに、感染拡大防止の観点から、講習のうち修了考査についても希望者に対応できるようオンライン化を推進していただくよう要請しています。

こうした取組状況を踏まえ、一級建築士及び構造設計一級建築士並びに設備設計一級建築士に係る建築士法第10条の規定の取扱いについて、下記のとおりとするため、二級・木造建築士制度を所管する都道府県におかれましては、これらを踏まえた対応をお願いいたします。

また、貴都道府県内の市区町村及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方をお願いいたします。

記

1. 「建築士定期講習等における新型コロナウイルス感染症への対応について(令和2年2月27日付国住指第3989号)」において、感染拡大防止に起因する理由により定期講習に係る責務を果たせなくなるケースについて、一級建築士及び構造設計

一級建築士並びに設備設計一級建築士に係る建築士法第10条の規定の取扱いを柔軟に行うとしており、二級・木造建築士制度を所管する都道府県におかれましても、同様に二級・木造建築士に係る同条の規定の取扱いを柔軟に行うようお願いしていましたところであります。

今般、登録講習機関における感染拡大防止の取組状況等を勘案し、今後は、一級建築士及び構造設計一級建築士並びに設備設計一級建築士に係る建築士法第10条の規定の取扱いについて従前どおりの取扱いをしていきます。このため、二級・木造建築士制度を所管する都道府県におかれましても、同様に対応いただくようお願いいたします。

2. 建築確認手続きの中で行う建築士定期講習の受講状況の確認についても、その取扱いを柔軟に行うようお願いしていたところですが、令和4年8月以降において、なお建築士定期講習の受講期限を超えて未受講状態が継続している建築士がいる場合は、従前と同様に申請者（又は代理者）に対して建築士定期講習の受講を促すようお願いいたします。

また、同手続きの際に、建築士法上3年以内ごとに受講義務があることについて、申請者（又は代理者）等に対して別添1のチラシを個別に配布していただくようお願いいたします。

なお、別添2のとおり、登録講習機関に対し、建築士定期講習における建築士法第10条の規定の取扱いについて周知いただくよう通知していることを申し添えます。

3. 貴都道府県内の市区町村及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対し、建築確認手続きの中で、上記2と同様の対応をいただくよう周知方をお願いいたします。

以上

【問合せ先】

国土交通省住宅局建築指導課 横田、糸山、松田、飯尾

TEL：03-5253-8513